

様式第 1 号(第 5 条関係)

(平 25 告示 5・一部改正)

みどり市パブリックコメント募集案件

件名	みどり市過疎地域持続的発展計画（素案）
実施担当課	政策企画部地域創生課 TEL.0277(46)9067
意見募集の趣旨	当市では、過疎地域として指定されている大間々町、東町の発展に資する事業を推進するため、計画期間を 5 年間とした施策の指針となる「みどり市過疎地域持続的発展計画」を策定しています。 現行の計画が令和 7 年度をもって終了するため、新たに実施する予定の事業等の反映を行い、より現状及び将来に即した内容とするため、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とした次期計画の素案について意見を募集するものです。
公表資料	みどり市過疎地域持続的発展計画（素案）
意見の募集方法	【意見の募集期間】 令和7年10月14日（火）～令和7年10月31日（金） 【意見提出可能な人】 ①市内に在住・在勤・在学する人 ②市内に事務所や事業所を有する個人、法人その他の団体 ③本計画に関して利害関係を有するもの 【意見の提出方法】 意見提出書に「氏名、住所、電話番号」と「意見・提言の内容」を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。 ①郵送 〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952 みどり市地域創生課定住交流推進係 ②ファックス 0277 (76) 2449 ③電子メール chiiki-s@city.midori.gunma.jp ④持参 地域創生課（笠懸庁舎）、市民課（大間々市民サービス係・大間々庁舎）、東市民生活課（東支所）のいずれかに提出 ※意見提出書は別添の様式を使用するか、必要事項（氏名、住所、電話番号、意見・提言の内容）が記載されていれば様式は問いません。 【意見及び市の考え方の公表予定時期】 令和7年12月下旬
実施責任者	(要綱第9条に定める者) 地域創生課長

※ ご提出いただいた意見に対するみどり市の考え方を取りまとめ、市のホームページ等で掲載する予定です。なお、意見を提出された方の個人名等は公表しません。

※ 意見等の提出にあつては、提出者の住所、氏名を必ず明記ください。住所、氏名が明記されていない意見等は市の考え方等を公表しませんのであらかじめご了承ください。

※ ご提出いただいた意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。